

定 款

平成27年6月制定

日本機械工具工業会

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、日本機械工具工業会（ 英文名 Japan Cutting & Wear-resistant Tool Association 略称「J T A」）と称する。

(事 務 所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都に置く。

第2章 目 的 及 び 事 業

(目 的)

第3条 本会は、わが国機械工具製造業の健全な発達を図り、もってわが国産業経済の発展に寄与することを目的にする。

2 本会は、営利を目的とすることはできない。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 機械工具産業の振興に関する対策の実現並びに推進
- (2) 生産、出荷、輸出入に関する調査
- (3) 技術・開発・安全性および標準化の推進
- (4) 環境問題に関する対策と推進
- (5) 人材育成・確保に関する調査、表彰に関すること
- (6) 原材料確保および省資源施策の研究
- (7) 関連産業に関する内外交流の推進
- (8) 貿易の振興に関する調査推進
- (9) 関係官庁並びに団体に対する連絡、意見具申及び協力
- (10) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(種 類)

第5条 本会の会員は、正会員及び賛助会員とする。

- 2 正会員は、当会の事業に賛同する、次に掲げる法人及び団体とする。
 - (1) 日本国内において切削加工工具、塑性加工工具、耐摩工具製造業およびその原材料の製造事業を営む法人
 - (2) 前号の事業に密接に係る事業を営む法人及び団体
- 3 賛助会員は、本会の目的に賛同し、協力しようとする法人及び団体とする。

(入会)

第6条 本会に加入するものは、所定の入会申込書を事務局に提出し、理事会の承認を得なければならない。この場合、理事会の開催に代えて、書面審議により入会承認の決議をすることができる。

- 2 書面審議による入会承認は、理事の3分の2以上の同意を必要とする。
- 3 入会にあたっては、法人または団体の代表者として本会に対してその権利を行使する1人の者（以下「会員代表者」という。）を定め、会長に届け出なければならない。
- 4 会員代表者を変更した場合は、速やかに別に定める変更届を会長に提出しなければならない。

(経費の負担)

第7条 会員は、本会の定めるところにより、入会金及び会費を負担しなければならない。

(退 会)

第8条 会員は、1ヶ月前までに書面による届出をして、任意に退会することができる。ただし、退会前に発生した義務は、免れることはできない。

(除 名)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会において除名することができる。

- (1) 本会の定款又は規則に違反したとき。
- (2) 本会の名誉をき損し又は本会の目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。
 - 2 前項の規定により会員を除名する場合は、当該会員に予め通知するとともに除名の議決を行う理事会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。
 - 3 前2項により除名が決議されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

(会員の資格喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会費を納入せず、督促後なお会費を1年以上納入しないとき。
- (2) 会員である法人又は団体が解散し又は破産したとき。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が前3条の規定により資格を喪失したときは、本会に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、免れることはできない。

- 2 本会は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費その他の拠出金等は返還しない。

第4章 役員、顧問

(役員を設置)

第12条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 25名以内
- (2) 監事 4名以内

- 2 理事のうち、1名を会長、副会長4名以内とする。

(役員を選任)

第13条 理事及び監事は、正会員のうちから総会の決議によって選任する。ただし、特に必要があると認められる場合は、正会員以外の者を選任することを妨げない。

- 2 任期中に交代又は増員により理事及び監事を選任する場合も、第1項と同様とする。
- 3 会長、副会長は、理事会の決議によって理事の中から選任する。
- 4 理事および監事は、相互に兼ねることができない。
- 5 役員が正会員代表者でなくなったときは、新たに届出のあった正会員代表者が引き続き役員となる。ただし、会長、副会長の地位については、この限りでない。
- 6 事務局統括のため専務理事を置くことができる。

(役員職務)

第14条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を統括する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故のあるときは、あらかじめ会長の定めた順位によりその職務を代行する。

- 4 専務理事は会長及び副会長を補佐し、本会の業務を総括、執行する。
- 5 監事は、本会の財産及び経理を監査する。監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(役員任期)

第15条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された役員任期は、前任者の任期の満了までとする。また、増員した理事の任期は、他の現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、その職務を行わねばならない。

(役員解任)

第16条 役員が次の各号の(1)又は(2)に該当するときは、総会において会員の3分の2以上の議決を得て、当該役員を解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき
 - (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき
- 2 前項第2号の規定により解任する場合は、当該役員にあらかじめ通知するとともに、解任の議決を行う総会において、当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第17条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員については、理事会の同意を得て報酬を支給することができる。

(顧問)

第18条 本会に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、学識経験者のうちから、理事会の推薦により、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、本会の運営に関して会長の諮問に答え、または会長に対して意見を述べることができる。
- 4 任期については、第15条第1項の規定を準用する。

第5章 会 議

(種類)

第19条 本会の会議は、総会、理事会とし、総会は、定時総会、秋季総会および臨時総会とする。

(総会の構成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第21条 総会は、この定款に別に定めるもののほか、本会の運営に関する重要事項を議決する。

(総会の開催)

第22条 定時総会は、毎年1回以上開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長または理事会が必要と認めたとき
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき
- (3) 監事の全員から会議の目的たる事項を示して請求があったとき

(総会の招集)

第23条 総会は会長が招集する。

2 総会を招集する場合は、日時および場所ならびに会議の目的たる事項およびその内容を示した書面をもって、開催の日の7日前までに通知しなければならない。

3 前条第2項第2号若しくは第3号の請求があったときは、会長は速やかに会議を招集しなければならない。

(総会の議事)

第24条 総会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算
- (2) 事業報告及び収支決算報告
- (3) 定款の変更
- (4) 役員を選任
- (5) 入会金及び会費の徴収方法
- (6) その他本会の運営に関する重要事項

(総会の議長)

第25条 総会の議長は、会長があたる。会長に事故があるときは、予め会長の指名した副会長があたる。ただし、第22条第2項第3号の請求があった場合において、臨時総会を開催したときは、出席正会員のうちから議長を選出する。

(総会の定足数)

第26条 総会は、正会員の2分の1以上の出席をもって成立する。

(総会の議決)

第27条 総会の議事は、この定款に別に定める場合を除くほか、出席正会員の過半数の同意で決し、可否同数のときは、議長が決する。

2 第23条第2項または第3項の規定により予め通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、議事が緊急を要するもので、出席正会員の3分の2以上の同意があった場合は、この限りではない。

3 議決すべき事項につき特別な利害関係を有する正会員は、当該事項について表決権を行使することができない。

(総会の書面表決等)

第28条 やむを得ない理由のため、総会に出席できない正会員は、予め通知された事項について、書面または代理人をもって表決権を行使することができる。

2 第1項の規定により表決権を行使する正会員は、第26条および前条第1項の規定の適用については出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
- (2) 正会員の現在数
- (3) 出席した正会員の数
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過の概要

2 総会議事録には、議長および出席した正会員のうちからその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

(理事会)

第30条 理事会は、理事をもって構成し、議長は会長が当たる。ただし、理事会の議長を出席理事の中から選任することができる。

2 理事会は、会長又は理事の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき、会長が招集する。理事会の招集、定足数及び議決に関しては総会の規定(第23条2項、第26条、第27条)を準用する。但し招集については、開催日の5日前までに関係者あてに通知するものとする。

3 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関する事
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

第6章 委員会、部会

(委員会、部会)

第31条 本会は、事業の円滑な遂行を図るため、理事会の議決を得て、委員会、部会を設けることができる。

- 2 委員会、部会は、その目的とする事項について、調査し、研究し、又は審議する。
- 3 委員会、部会の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会において別に定める。

第7章 地区会員連絡会

(地区会員連絡会)

第32条 本会の事業を遂行するため必要あるときは、理事会の議を経て、地区会員連絡会を置くことができる。

- 2 地区会員連絡会の運営に関する規程は、理事会において別に定める。

第8章 事務局

(事務局)

第33条 本会の事務を処理するため、事務局を設け所要の職員を置く。

- 2 事務局及び職員に関する規程は、理事会において別に定める。
- 3 統括は専務理事が行う。

第9章 資産及び会計

(資産の構成)

第34条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 入会金収入
- (2) 会費収入
- (3) 寄付金品
- (4) 資産から生じる収入
- (5) その他雑収入

(資産の管理)

第35条 本会の資産は事務局が管理し、その管理の方法は理事会の議決による。

(経費の支弁)

第36条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業年度)

第37条 本会の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第38条 本会の事業計画書、収支予算書は事務局が作成し、理事会の議決を経て、総会に提出し、承認を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、当該事業年度開始前に総会を開催できない場合は、理事会の議決により執行することを妨げない。この場合においては、当該事業年度の開始の日から90日以内に総会の承認を得なければならない。

3 前項の場合にあつては、総会の承認を得るまでの間、前事業年度の予算執行の例による。

4 第1項の総会の承認を得た事業計画書及び収支予算書の変更は、理事会の議決により行う。

(事業報告及び決算)

第39条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、事務局が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の議決を経て、当該事業年度終了後90日以内に総会の議決を得なければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 貸借対照表
- (3) 収支決算書
- (4) 財産目録

(特別会計)

第40条 本会は、事業の遂行上必要があるときは、総会の議決を得て、特別会計を設けることができる。

2 前項の特別会計に係る経費は、一般の経理と区分して整理するものとする。

(収支差額の処分)

第41条 本会の収支決算に差額を生じたときは、総会の議決を得て、その全部又は一部を積み立て、又は翌事業年度に繰り越すものとする。

2 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

(借入金)

第42条 本会は、資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入額を上限とする借入金であって返済期間が1年以内のものとし、理事会の議決を得るものとする。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第43条 この定款は、総会において総正会員の4分の3以上の議決を得て、変更することができる。

(解 散)

第44条 本会は、総会において、総正会員の4分の3以上の議決を得て、又はその他法令で定められた事由により、解散することができる。

(残余財産の処分)

第45条 本会が清算をする場合において有する残余財産の処分は、総会の議決による。

(清算人)

第46条 本会の清算人は、会長とする。

ただし、総会の議決により別に清算人を選任することができる。

(施行細則)

第47条 この定款の施行に関して必要な事項は、理事会の議決を得て会長が別に定める。

日 本 機 械 工 具 工 業 会
(Japan Cutting & Wear-resistant Tool Association)

〒101-0041 東京都千代田区神田須田町2丁目25番地

URL <http://www.jta-tool.jp>

E-mail info@jta-tool.jp

TEL:03-3526-6200 FAX:03-3526-6301



日本機械工具工業会

Japan Cutting & Wear-resistant Tool Association